

許可情報

収集運搬業

許可の記載事項					
	許可区域 (積保の有無)	許可番号	取得 年月日	有効期限	許可品目及び処理方法
産業廃棄物	北海道(有)	00110005112	3.9.17	10.9.16	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの。積替保管あり。以上、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。また、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、また、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉱さい及びばいじんについては水銀含有ばいじん等であるものを含む。
特別管理 産業廃棄物	北海道(無)	00150005112	4.3.19	11.3.2	廃油(揮発油類、灯油及び軽油類。)、廃酸(pH2.0以下のもの。)、廃アルカリ(pH12.5以上のもの。)、感染性産業廃棄物、特定有害産業廃棄物(廃油(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、1,4-ジオキサン。)、汚泥、廃酸、廃アルカリ(以上3種類はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含むもの。))
一般廃棄物	札幌市(無)	第109号	6.2.14	8.2.13	伐採物、抜根等の収集運搬に限定
	江別市(無)	第30号	4.9.1	6.8.31	木くず、がれき類、動物の死体、すき取り物、草、刈草、樹木類(抜根、伐採木、剪定木、流木、風倒木等)
	赤平市(無)	第65-5号	6.3.3	8.3.2	一般廃棄物
	滝川市(無)	第2-47号	5.3.7	7.3.6	事業系(契約による恒常的な収集運搬を除く) 家庭系(不動産処分等に伴う一般廃棄物の収集運搬に限る。また、契約による恒常的運搬を除く。)